

議案第 6 5 号

権利の放棄（病院事業診療費）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 権利放棄の内容

令和 3 年 5 月 1 4 日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権について、権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

病院事業診療費 1 8 5 , 0 6 0 円

3 相手方

債務者 東伯郡琴浦町 個人

4 理由

債務者の死亡に伴い相続が開始されたが、相続人が全員、相続を放棄し、債権額を賄うに足る財産も見当たらず当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。